

社会保障分野における東日本大震災への対応と国会論議

— 災害救助、医療、介護・福祉、雇用等 —

厚生労働委員会調査室 寺澤 泰大
てらさわ やすひろ

1. はじめに

平成23年3月11日の午後、参議院決算委員会において政府参考人が答弁に立った時、委員会室が大きく揺れ、委員長は委員会の休憩を宣告、そのまま散会となった。国会審議はその後数日間ストップしたが、約1週間後の3月17日に審議を再開、以後今日に至るまで、衆参両院のほぼ全ての委員会で東日本大震災に関する様々な角度からの質疑が行われ、被害の状況や政府及び関係団体の対応が問われた。

本稿は、東日本大震災に際し、社会保障のうち災害救助・生活支援、医療、介護・福祉、雇用等の各分野においてこれまでに行われた政府の主な対応をまとめるとともに、国会において行われた主な質疑を整理するものである。

なお、当該分野における被害状況、政府の対応等の詳細については、政府資料¹及び先行する文献²を参照されたい。

2. 災害救助・生活支援

(1) 避難所及び仮設住宅

災害発生時には、応急救助と被災者保護等を目的とする災害救助法³に基づき、避難所及び応急仮設住宅（本稿において「仮設住宅」という。）の設置、食品、飲料水、被服及び寝具等の供与、医療の処置等が実施される。東日本大震災の直後には、最大で約47万人⁴に上る人々が避難所生活を余儀なくされたことから、厚生労働省は平成23年3月19日以降、避難所の設置を含めた災害救助について当面の間実施して差し支えないこと、民間賃貸住宅の借り上げによる仮設住宅の設置が可能であること、被災地でない都道府県が避難所ま

¹ 政府緊急災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について」(平24.5.1)、厚生労働省「平成23年(2011年)東日本大震災の被害状況及び対応について(第116報)」(平24.3.23)、厚生労働省「復興に向けたロードマップについて」(平24.4)、厚生労働省職業安定局「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組—東日本大震災からの雇用復興に向けて」(平24.3)等

² 吉岡成子「災害救助と被災者の生活支援—災害救助、医療・介護、食の安全等」『立法と調査』317号(平23.6.1)、山口秀樹「震災後の雇用確保等に向けた取組と今後の課題—雇用問題への対策及び労働災害等に係る対策」『立法と調査』317号(平23.6.1)、杉山綾子「放射性物質による健康への影響—食品からの被ばくを中心に」『立法と調査』321号(平23.10.3)、中川秀空「被災者の生活支援と雇用対策の現状と課題」『レファレンス』(平23.9)、中川秀空「東日本大震災における被災者の生活支援制度の現状と課題」『調査資料 東日本大震災への政策対応と諸課題』(平24.3)、泉眞樹子「東日本大震災における災害医療と医療の復興」『調査資料 東日本大震災への政策対応と諸課題』(平24.3)、中川秀空「東日本大震災における雇用対策の現状と課題」『調査資料 東日本大震災への政策対応と諸課題』(平24.3)等

³ 昭和21年の南海大震災を契機に昭和22年に制定。厚生労働省所管。災害救助実務研究会編『災害救助の運用と実務 平成23年版』(第一法規 平23) 205頁

⁴ 平成23年3月14日時点の避難所生活者数。内閣府『平成23年版防災白書』(平23.6) 39頁

たは仮設住宅を設置した場合や旅館・ホテルを借り上げた場合でも災害救助法の対象とすること、都道府県負担分についても所要の地方財政措置が講じられること等を内容とする通知を发出し⁵、災害救助法の弾力運用を図った。

被災者が多数に及び、被害の甚大さが明らかになるにつれ、避難所及び仮設住宅における被災者の精神的ケア、ストレス増大及びプライバシー確保、医療従事者の受入れ体制の整備、感染症対策等が課題となり、国会においても多くの質疑が行われた。これらに対し政府は、政府緊急災害対策本部の下に立ち上げた被災者生活支援特別対策本部において、避難所生活の在り方を含め被災者の生活全般への支援に取り組む体制を整えていること、各関係団体または全国の地方自治体に医師団及び保健師等の派遣を要請し支援を受けていること、各都道府県に備蓄しているインフルエンザ薬タミフル、リレンザを予防あるいは治療に使用することができるようにしていること、各都道府県の協力を得て精神科医、看護師等から構成される心のケアチームを確保し、順次派遣のあつせんを行っていることなどを説明した⁶。また、政府は平成 23 年 8 月、関係省庁及び被災 3 県をメンバーとする応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームを設置し、アンケート調査及び対策の進捗状況の調査を実施している。

さらに、避難所及び仮設住宅における要援護者に対する支援が課題となった。高齢者、障害者、妊産婦等に配慮した福祉避難所⁷を拡充すべきとの指摘に対し、厚生労働省は、今後避難所における人数が減少し介助の者等を派遣することができるようになれば、新たに福祉避難所として経費を負担することにも積極的に応じたいとした⁸。高齢者及び障害者に対しては、国庫負担により、標準的な仕様の仮設住宅にスロープや手すりを設けてバリアフリーとするほか、障害者用トイレを設置するなどの配慮を行うとした⁹。さらに、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を収容する福祉仮設住宅を設置できることを通知するとともに¹⁰、仮設住宅の建設計画の策定に当たり、総合相談、デイサービス等を提供するサポート拠点を積極的に整備するよう被災県に依頼している¹¹。

原則として災害発生日から 7 日以内とされている避難所の開設期間¹²は、弾力運用により延長され、結果として岩手、宮城、福島 の 3 県（以下「被災 3 県」という。）における一次避難所の設置は約 9 か月間に及んだ¹³。また、仮設住宅についても、原則として完成の

⁵ 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平 23. 3. 19 厚生労働省社会・援護局総務課長通知）ほか、8 次におわって通知が发出された。

⁶ 第 177 回国会参議院予算委員会会議録第 7 号 3 頁及び 32 頁（平 23. 3. 22）、第 177 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 2 号 2 頁及び 14 頁（平 23. 3. 24）

⁷ 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平 12. 3. 31 厚生省告示第 144 号）

⁸ 第 177 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 2 号 19 頁（平 23. 3. 24）

⁹ 第 177 回国会衆議院厚生労働委員会会議録第 5 号 3 頁（平 23. 3. 25）

¹⁰ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平 23. 4. 15 厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

¹¹ 「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」（平 23. 4. 19 厚生労働省老健局総務課、高齢者支援課、振興課、老人保健課事務連絡）

¹² 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平 12. 3. 31 厚生省告示第 144 号）第 2 条第 1 号ニ

¹³ 「一次避難所、3 県すべて解消 福島の 9 世帯、仮設住宅へ」『朝日新聞』（平 23. 12. 28）。なお、二次避難所の解消は平成 24 年 2 月。「福島県最後の避難所閉じる 被災 3 県すべて解消」『朝日新聞』（平 24. 2. 24）。阪神・淡路大震災の際は避難所の解消に約 7 か月かかった。内閣府『阪神・淡路大震災教訓情報資料集』（<http://>

日から2年間とされている供与期間¹⁴が弾力運用により1年間延長されている¹⁵。このように、避難所及び仮設住宅の設置が長期間に及ぶことを前提として¹⁶、まず、避難所における暑さ対策のため、全ての避難所にエアコンを設置すること、設置費用は国庫負担の対象となること等が通知された¹⁷。次いで、冬を迎えるに当たり、仮設住宅の寒さ対策のため、断熱材の追加経費や石油ストーブ等の暖房器具の設置経費が国庫負担の対象となることが示された¹⁸。さらに、仮設住宅の風呂に追い炊き機能を追加する要望についてなされた質疑に対し¹⁹、政府は当初、大規模な改修が必要であること及び代替品がないことから困難としていたもの²⁰、後に給湯器の交換または追い炊き専用機の追加等の工事を実施した場合の設置費等について災害救助法の国庫負担の対象とすることとした²¹。

(2) 災害弔慰金、災害援護資金貸付等

被災者に対する現金給付の制度として、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「災害弔慰金支給法」という。）に基づき遺族に支給される災害弔慰金、障害を受けた者に支給される災害障害見舞金のほか、被災者生活再建支援法に基づき住宅が全壊または半壊した世帯等に支給される被災者生活再建支援金がある。また、貸付制度として、災害弔慰金支給法に基づき災害により負傷または住居、家財に被害を受けた者に貸し付けられる災害援護資金のほか、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき都道府県社会福祉協議会により実施される生活福祉資金貸付制度がある。

今般、災害弔慰金について、受給遺族の対象がこれまで配偶者、子、孫、祖父母に限られ兄弟姉妹が対象外であったことに関し、兄弟姉妹を失った場合でも災害弔慰金が支給されるよう法律を改正すべきとの意見が示された²²。災害弔慰金支給法が議員立法により制定された経緯があることから、与野党間で協議が行われた結果、災害弔慰金支給法が改正され、支給対象に、他の遺族が存在せず、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えることとされた²³。また、災害弔慰金、被災者生活再建支援金及び東日本大

www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/data/index.html)

¹⁴ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平12.3.31厚生省告示第144号）第2条第2号ト及び建築基準法第85条第3項又は第4項

¹⁵ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」（平24.4.17厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

¹⁶ 阪神・淡路大震災の際は仮設住宅の設置期間は約5年間に及んだ。内閣府『阪神・淡路大震災教訓情報資料集』（http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin_awaji/data/index.html）

¹⁷ 「東日本大震災における避難所の暑さ対策について（緊急の依頼）」（平23.7.15厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

¹⁸ 「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策について」（平23.9.28厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

¹⁹ 第178回国会閉参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第1号26頁（平23.10.6）

²⁰ 第180回国会参議院予算委員会会議録第5号11頁（平24.2.8）

²¹ 「東日本大震災により建設した応急仮設住宅における更なる居住環境改善について」（平24.4.17厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

²² 第177回国会衆議院予算委員会会議録第23号34頁（平23.5.16）、日本弁護士連合会「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書」（平23.6.23）。なお、昭和51年にも同様の質疑がなされている。第77回国会閉参議院災害対策特別委員会会議録第2号37～38頁（昭51.7.9）

²³ 平成23年7月25日成立、同月29日公布・施行。これにより、要件を満たした兄弟姉妹に対し、東日本大震災発生時の平成23年3月11日に遡って災害弔慰金が支給されることとなった。

震災関連義援金の受給権及び受給した金銭の差押え等の禁止を内容とする災害弔慰金支給法等の改正も追って行われている²⁴。

災害障害見舞金については、支給要件が厳しいために受給者数が少ないことから要件を緩和すべきとの指摘もなされているが、厚生労働省は、災害弔慰金支給法が議員立法により制定されたこと及び障害者の生活支援が一般の社会保障制度により対応されていることを挙げ、この問題は国会で幅広く議論、検討すべきものとの姿勢を示している²⁵。

災害援護資金貸付については、平成23年5月2日に成立し、同日施行された東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「東日本大震災財特法」という。）及び平成23年度第1次補正予算により、償還期間の延長、利率の引下げ、償還免除の事由追加といった特例措置が講じられたほか、自家用車の損害についても家財の損害に含めて判断できること、自家用車の買換えまたは購入のための資金に充てることができることが示された²⁶。

生活福祉資金貸付については、被災世帯も緊急小口資金の貸付対象に含めることとし、被災世帯に10万円、世帯員に死亡者や要介護者がいるなどの場合には20万円の無利子貸付が行われるなどの特例措置が講じられた²⁷。

（3）義援金

日本赤十字社（以下「日赤」という。）、中央共同募金会等²⁸に寄せられる義援金は通常、被災都道府県に渡された後、当該都道府県に設置された義援金配分委員会により被災者への配分が決定され、本来国が直接関与すべきものでないとされてきた²⁹。しかし、東日本大震災においては被害が広範囲に及び、被害の全容の判明に時間を要することから、有識者、被災都道府県及び日赤等の義援金受付団体からなる義援金配分割合決定委員会を設置し、これに厚生労働省が協力する形が採られた。

寄せられた義援金は第1次分（平成23年4月）、第2次分（同年6月）に分けて配付の基本方針が定められた。第1次分の基本方針は、死亡・行方不明者及び住宅全壊（焼）世帯に35万円、住宅半壊（焼）世帯に18万円、原発避難関係世帯に35万円を基準とし、対象世帯・対象者数を乗じた額を被災都道府県に配分するとされた。第2次分基本方針は、被災の程度に応じて被災都道府県に配分し、この際便宜、死亡・行方不明者数、全半壊戸数、

²⁴ 災害弔慰金支給法改正案及び被災者生活再建支援法改正案並びに東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案。平成23年8月23日成立、同月30日公布・施行。

²⁵ 災害障害見舞金は両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等の重度の障害を受けた者に支給。阪神・淡路大震災における受給者数は64人、東日本大震災における受給者数は28人（平24.3.2現在）。第177回国会参議院厚生労働委員会会議録第6号23頁（平23.4.19）、日本弁護士連合会「災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書」（平23.6.23）、第180回国会衆議院災害対策特別委員会会議録第4号14～15頁（平24.3.15）

²⁶ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置について（施行通知）」（平23.5.2厚生労働省社会・援護局長通知）、「東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いについて」（平23.5.15厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

²⁷ 「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（平23.3.11厚生労働省社会・援護局長通知）

²⁸ 日赤、中央共同募金会のほか、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団。

²⁹ 第177回国会参議院総務委員会会議録第12号16頁（平23.5.10）

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）避難関係世帯数を被災の程度の指標とするとされた。

こうした方針が決定されるまでの間にも、義援金の早期配分について要請がなされたが、配分開始後は配分の遅れについての指摘が相次いだ。配分が遅れた理由について厚生労働省は、これまで被害が多数都道府県にわたる場合の取扱いのルールがなかったこと、被害の全容が掌握できていないこと、自治体の行政機能が被災したこと、さらに、発災後しばらくは救助の事務が優先され手が回らなかったこと、義援金配付の前提となる家屋の損壊認定や罹災証明書の発行に時間を要したことを挙げた³⁰。この事態に際し厚生労働大臣は、日赤を訪れて早期配分を要請するとともに、配分が遅れている市町村に厚生労働省、日赤、被災県からなるチームを派遣した³¹。

また、被災した生活保護受給世帯が義援金や災害弔慰金、補償金等を受けた場合の扱いについて質疑がなされた³²。厚生労働省は、都道府県等に対し、地方の判断により、一定額を収入認定除外とするなどの弾力的な取扱いができるよう通知を发出したが³³、その後も南相馬市が義援金や東京電力福島第一発電所事故の仮払い補償金を収入とみなして生活保護を打ち切ったとの報道³⁴がなされたことを受けて質疑が行われた³⁵。南相馬市における生活保護の収入認定の問題は平成24年に入っても取り上げられているが、厚生労働省は、義援金等のうち自立更生に充てられる分については収入として取り扱わないこととしているほか、自治体の判断により、一定額については用途を確認することなく自立更生に充てられる費用として包括的に認めることを可能にするなど柔軟な取扱いとしているところと答弁している³⁶。

3. 医療

(1) 医療機関の復旧

被災3県において全壊した病院は10、一部損壊した病院は290に上った。これは当該地域における病院数380の79%に当たる。この結果、病院の機能が大幅に低下し、被災直後には、外来受入れ不可または受入れ制限を行った病院が205、入院受入れ不可または受入れ制限を行った病院が191に及んだ。医科診療所についても、4,036か所のうち83が全壊、

³⁰ 第177回国会衆議院総務委員会議録第8号5頁（平23.4.5）、第177回国会参議院本会議録第13号6頁（平23.4.28）、第177回国会参議院予算委員会議録第6号12～13頁（平23.6.10）、第177回国会参議院総務委員会議録第11号5～6頁（平23.5.2）、第177回国会参議院厚生労働委員会議録第11号5～6頁（平23.6.7）、第177回国会参議院予算委員会議録第20号25頁（平23.7.7）

³¹ 第177回国会参議院厚生労働委員会議録第12号18頁（平23.6.9）、第177回国会参議院内閣委員会議録第9号10頁（平23.6.16）

³² 第177回国会衆議院厚生労働委員会議録第7号19頁（平23.4.13）

³³ 「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平23.5.2 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

³⁴ 「生活保護150世帯打ち切り 南相馬、義援金理由に」『毎日新聞』（平23.6.16）、「生活保護 東電補償で停止 福島150世帯 収入と認定」『読売新聞』（平23.6.16）

³⁵ 第177回国会参議院内閣委員会議録第9号23頁（平23.6.16）、第177回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第5号19頁（平23.6.17）

³⁶ 第180回国会参議院予算委員会議録第12号2～3頁（平24.3.21）、第180回国会参議院予算委員会議録第19号12頁（平24.4.5）

1,176 が一部損壊の被害を受け、多くの診療所が外来または入院の受入れができなくなったり制限を行わざるを得ない状況となった³⁷。

これに対処するため、東日本大震災財特法及び平成 23 年度第 1 次補正予算により、被災した医療機関及び社会福祉施設等の復旧に対する国庫補助率のかさ上げが行われた³⁸（図表 1 参照）。平成 23 年度第 1 次補正予算における医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等の災害復旧費は 906 億円であり、うち医療施設等の災害復旧費 70 億円は早期に復旧が可能な医療機関への対応のためのものであったが³⁹、その後、平成 23 年 11 月 21 日に成立した平成 23 年度第 3 次補正予算では、第 1 次補正予算の追加財政措置として、医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設を含む被災施設の災害復旧等に 594 億円が計上されたほか、被災 3 県の地域医療再生基金の積み増し分として 720 億円が計上されている。

国庫補助率かさ上げの対象が公的医療機関または政策医療を行う民間医療機関等に限定されていることに関連して、一般の民間医療機関に対する補助が不十分との指摘があった。これに対し政府は、被災 3 県の地域医療再生基金のための交付金については各都道府県交付分の上限額⁴⁰を確保しており、県の判断で民間医療機関の支援を手厚くすることもできると答弁している⁴¹。一方で、医療施設近代化施設整備事業について、被災したへき地医療拠点病院、二次及び三次救急医療機関、周産期医療施設並びに精神科病院等が、療養環境の改善や機能強化等を行う場合の建て替え、改修等に要する費用が補助対象であり、全ての民間医療機関を対象とすることは考えていないとの姿勢を示している⁴²。

（２）医療従事者の派遣及び確保

震災発生直後には、災害急性期のための災害派遣医療チーム（DMA T⁴³）約 380 チーム、約 1,800 人が被災 3 県及び茨城県において活動した。また、日赤救護班及び移動仮設診療所チーム（d E R U⁴⁴）、日本医師会災害医療チーム（J M A T⁴⁵）のほか、関係団体から累計 2,720 チーム、12,385 人の医療チームが被災地に派遣された。さらに、薬剤師（累計 1,915 人）、看護師（累計 1,394 人）、歯科医師等（累計 307 人）、理学療法士等（累計

³⁷ 厚生労働省医政局まとめ（病院は平 23. 9. 15 時点、診療所は平 23. 7. 11 時点）

³⁸ 阪神・淡路大震災の際には「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 7 年法律第 16 号）により被災施設の復旧に対する国庫補助のかさ上げが行われた。東日本大震災においては、補助対象となる民間医療機関に災害拠点病院等が追加されている。

³⁹ 第 177 回国会参議院予算委員会会議録第 12 号 24 頁（平 23. 4. 25）

⁴⁰ 平成 22 年度補正予算分は被災 3 県に各 120 億円。なお、平成 23 年度第 3 次補正予算分は被災 3 県に計 720 億円。

⁴¹ 第 177 回国会参議院予算委員会会議録第 23 号 16～17 頁（平 23. 7. 25）、東日本大震災により被災した民間医療機関への公的支援に関する質問主意書（衆質 177 第 438 号、平 23. 8. 29）

⁴² 東日本大震災により被災した民間医療機関への公的支援に関する質問に対する答弁書（内閣衆質 177 第 438 号、平 23. 9. 6）

⁴³ Disaster Medical Assistance Team の略。おおむね 48 時間以内の災害急性期に活動できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。阪神・淡路大震災を契機に創設。「日本 DMA T 活動要領」（平 24. 3. 30 改正）1 頁及び 3 頁

⁴⁴ domestic Emergency Response Unit の略。

⁴⁵ Japan Medical Association Team の略。なお、J M A T として被災地に派遣したのは今回が初。出口真弓「東日本大震災における J M A T 活動を中心とした医師会の役割と今後の課題について」『日医総研ワーキングペーパー』254 号（平 24. 1）1 頁

223 人)、公衆衛生医師や保健師、管理栄養士等の保健医療有資格者(累計 11,267 人)のほか、心のケアチーム(累計 3,498 人)、被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等(累計 421 人)が派遣されている。

図表 1 主な社会福祉施設、医療機関等の災害復旧国庫補助率

施設		一般の災害時	激甚災害法・東日本大震災財特法	
生活保護法	保護施設	社会福祉施設等	激甚災害法 復旧事業に係る当該都道府県負担の合算額が標準税収入の ○50/100～100/100 相当額については標準税収入の 55/100 ○100/100～200/100 相当額については標準税収入の 60/100 ○200/100～400/100 相当額については標準税収入の 70/100 ○400/100～600/100 相当額については標準税収入の 80/100 ○600/100～相当額については標準税収入の 90/100	
児童福祉法	児童福祉施設(助産施設、保育所、児童養護施設等)	災害復旧費国庫補助金		
老人福祉法	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム			
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設			
障害者自立支援法	障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)			
売春防止法	婦人保護施設			
感染症法	感染症指定医療機関	保健衛生施設等 災害復旧費国庫補助金		
老人福祉法	小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型老人共同生活援助事業所 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター 軽費老人ホーム	社会福祉施設等 災害復旧費国庫補助金	東日本大震災財特法 2/3	
障害者自立支援法	障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)			
社会福祉法	授産施設			
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設			
介護保険法	地域包括支援センター 介護老人保健施設			
水道法	水道	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金		1/2
地域保健法	保健所	保健衛生施設等		1/2
墓地埋葬法	火葬場	災害復旧費国庫補助金		
と畜場法	と畜場			
医療法	公的医療機関 民間の政策医療実施機関(救命救急センター、災害拠点病院等)	医療施設等災害復旧費国庫補助金		2/3
精神保健福祉法	公的精神科病院 民間精神科病院	保健衛生施設等 災害復旧費国庫補助金	2/3	
			1/2	
			1/3	
			1/2	
			1/3	

(注) 感染症法=感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、墓地埋葬法=墓地、埋葬等に関する法律、精神保健福祉法=精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(出所)各補助金交付要綱、激甚災害法、東日本大震災財特法から作成

海外からは、これまでに 29 の国・地域・機関から緊急援助隊、医療支援チーム等が派遣され、順次活動した⁴⁶。なお、厚生労働省は外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて、刑法第 35 条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの見解を示している⁴⁷。

医療従事者の派遣が一定の期間経過後に縮小してからは、以前から医療過疎が進んだ地域であった被災 3 県の沿岸部では現地での医療従事者の確保が課題となっている。とりわけ原発事故を抱える福島県においては医療従事者の不足がより深刻であり、平成 23 年 10 月、福島県相双保健福祉事務所内に厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センターが設置され、派遣された医系職員 1 人、事務系職員 1 人が現地におけるニーズの把握、関係機関間の連絡調整、医療従事者の確保に向けた支援活動を行うこととなった。同センターは平成 24 年 1 月から相双地域等医療・福祉復興支援センターに改組され、福祉施設の従事者確保を業務に含めるとともに、活動地域を拡大している。

福島県における医療従事者確保のための手厚い支援を求める指摘に対し、政府は、全国の医療関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会の協力を得て被災医療機関に医療従事者を派遣する調整を行っているほか、福島県が、地域医療再生基金を活用して県外から医療支援を受ける医療機関への補助等を行っている⁴⁸と答弁している⁴⁸。

(3) 医療保険の特例措置

厚生労働省は震災発生直後から、医療保険の保険者等（全国健康保険協会及び都道府県の国民健康保険・後期高齢者医療主管課）に対し、被災者の一部負担金の徴収猶予及び減免、被保険者証なしでの受診が可能であること等を周知する事務連絡を順次発出した。平成 23 年 5 月には、東日本大震災財特法及び平成 23 年度第 1 次補正予算により、保険者に対する財政支援を行った⁴⁹。その後、平成 23 年 7 月 1 日以降は、原則として各保険者が発行した一部負担金等免除証明書によりその対象者を確認することとされ、平成 24 年 5 月現在、福島原発事故による警戒区域等の住民は平成 25 年 2 月 28 日まで、それ以外の被災区域における国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者のうち要件に該当する者⁵⁰は平成 24 年 9 月 30 日まで一部負担金が免除される。

なお、介護保険においても被保険者証なしでの介護サービスの利用や保険料の減免等の特例措置が講じられた。平成 24 年 5 月現在、福島原発事故による警戒区域等の住民は平成 25 年 2 月 28 日まで、それ以外の被災区域における介護保険被保険者のうち要件に該当する者⁵¹は平成 24 年 9 月 30 日まで利用者負担が減免される。

⁴⁶ 政府緊急災害対策本部「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖震（東日本大震災）について」（平 24. 5. 1）。なお、医療支援単独のチームはイスラエル、ヨルダン、タイ、フィリピンから派遣された。

⁴⁷ 「外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて」（平 23. 3. 14 厚生労働省医政局医事課事務連絡）

⁴⁸ 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 4 号 20 頁（平 24. 3. 27）、福島県相双地域における医療福祉等機関に対する支援に関する質問に対する答弁書（内閣参質 179 第 4 号、平 23. 11. 4）

⁴⁹ 医療保険に係る減免措置は阪神・淡路大震災の際にも行われた。厚生省『平成 8 年版厚生白書』（平 8. 5）284 頁、内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」（<http://www.bousai.go.jp/kensho-hanshinawaji/chosa/index.htm>）

⁵⁰ 住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡、行方不明または失職等、原発事故に伴う避難指示の対象等

⁵¹ 主たる生計維持者が住宅、家財等に著しい損害を受けた場合、主たる生計維持者の死亡、行方不明または失

また、平成 24 年度診療報酬改定を控え、被災地における復興特例加算の実施について質疑及び質問がなされた⁵²。この件は中央社会保険医療協議会（中医協）において議論されたが⁵³、結果として見送られている。

4. 介護・福祉

（1）社会福祉施設

被災 3 県の社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害福祉施設、その他福祉施設）7,206 施設のうち、全壊は 59、一部損壊は 816 に上った⁵⁴。このうち老人福祉施設的全壊は 12、一部損壊は 314 であった。また、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者のうち死亡者数は 407 人、不明者数は 78 人に及んだ⁵⁵。

これに対処するため、東日本大震災財特法及び平成 23 年度第 1 次補正予算により、医療施設と同様に、一部の社会福祉施設の復旧に対する国庫補助率のかさ上げが行われた（図表 1 参照）。次いで、平成 23 年度第 3 次補正予算により、介護等のサポート施設の整備のため、地域支え合い体制づくり事業の積み増しとして 90 億円、障害福祉サービスの復興支援拠点の整備等のため、被災 3 県における障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しとして 20 億円、被災県における保育所等の復興のため、安心こども基金の積み増しとして 16 億円が計上された（図表 2 参照）。

市町村の交付金によらずに設置された民間の介護施設が災害復旧費の国庫補助の対象外とされていたことに対しては、国庫補助のニーズがあるとの指摘がなされた。これについては、平成 21 年から都道府県に造成されている介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用することにより復旧支援を進めることとされた⁵⁶。

（2）介護・福祉従事者

震災発生直後、厚生労働省は各都道府県に対し、社会福祉施設等の職員の派遣及び被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れを依頼するとともに、派遣及び受入れ可能人数を把握して被災県に連絡した。この結果、被災 3 県の要援護者 1,850 人が介護施設または障害者施設等に受け入れられたほか⁵⁷、全国の介護施設または障害者施設等から 2,573 人の職員が派遣された⁵⁸。

職等、原発事故に伴う避難指示の対象等

⁵² 第 177 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 19 号 11 頁（平 23.8.25）、診療報酬改定における復興特例加算新設に関する質問主意書（参質 177 第 281 号、平 23.8.29）、第 179 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 2 号 32 頁（平 23.10.27）

⁵³ 第 195 回中央社会保険医療協議会総会議事録（平 23.8.24）（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001otmd.html>）

⁵⁴ 厚生労働省社会・援護局まとめ（平 23.5.13 時点）

⁵⁵ 厚生労働省老健局まとめ（平 23.6.13 時点）

⁵⁶ 第 177 回国会参議院総務委員会会議録第 23 号 7 頁（平 23.8.25）

⁵⁷ 厚生労働省まとめ（平 23.10.28 時点）

⁵⁸ 厚生労働省まとめ（平 24.1.25 時点）

図表2 東日本大震災に係る主な予算措置の概要（厚生労働省関係）

（単位：億円）

予算	平成23年度第1次補正予算 (平23.5.2成立)	平成23年度第3次補正予算 (平23.11.21成立)	平成24年度予算 (平24.4.6成立)
災害救助	災害救助法による災害救助 3,626 災害弔慰金等 485 災害援護貸付等 606 仮設診療所等整備 14	災害救助法による災害救助 301 生活福祉資金等確保 181	災害救助法による災害救助 494
災害復旧・復興	水道施設復旧 160 医療施設等復旧等 70 保健衛生施設等復旧 13 社会福祉施設等復旧 815 年金事務所復旧 8 医療施設・社会福祉施設等融資(福祉医療機構) 100 生活衛生関係融資 21	被災施設災害復旧等 594 医療施設等融資(福祉医療機構) 2 生活衛生関係支援 34 医療施設等防災策(耐震化基金積み増し) 216 社福施設防災策(耐震化基金積み増し) 27 国の施設耐震化 10 地域医療再構築(地域医療再生基金積み増し) 720 介護福祉士等修学資金貸付金確保 17 社会福祉施設職員等退職手当共済確保 15 革新的医療機器創出・開発(地域医療再生基金積み増し) 43	水道施設復旧・復興 200 生活衛生関係支援 1 水道防災対策(耐震化) 176 臨床研究中核病院整備 5
被災者支援	被災高齢者、障害者、児童生活支援等 98	健康確保(介護基盤整備基金積み増し) 29 心のケア(障害者自立支援基金積み増し) 28 地域包括ケア再構築(介護基盤整備基金積み増し) 119 地域の「絆」再構築等(緊急雇用創出基金積み増し) 202 障害福祉サービス再構築(障害者自立支援基金積み増し) 20 子育てサービス再構築(安心こども基金積み増し) 16	福祉ネットワーク構築 5 在宅医療連携体制推進 11 医療情報連携・保全基盤整備 10 障害福祉サービス災害時提供体制整備 45
保険料減免等	医療保険保険料減免等 864 介護保険保険料減免等 275 障害福祉サービス利用者負担減免等 2	国保保険者等支援 15	医療・介護・障害福祉利用料負担・保険料軽減措置 142
雇用・労働	雇用調整助成金拡充 7,269 雇用保険失業給付拡充 2,941 重点分野雇用創出事業拡充 500 特定求職者雇用開発助成金拡充 63 震災離職者職業転換給付金 5 新規学卒者等就職支援 15 就労支援体制整備 71 ハローワーク就職支援 12 被災者職業能力開発支援 44 被災労働者等労働条件確保対策等 211	雇用調整助成金拡充 - 雇用機会創出支援(重点分野雇用創出事業拡充) 3,510 新卒者等就職支援 237 障害者就職支援 1 長期失業者就職支援 1 農林漁業者就労支援 2 ハローワーク機能・体制強化 16 公的職業訓練拡充 151 キャリア形成促進助成金拡充 4 成長分野等人材育成支援事業拡充 - 復興工事従事者教育訓練・雇用改善 2 労働者労働条件確保等 1	新規学卒者等就職支援 4 生活・就労総合支援事業 13 求職者支援制度による支援 76
原発事故関係	電力確保対策 119	福島原発作業員健康管理 2 さい帯血公開検索システム強化 1 食品中放射線規制値設定 2	食品中放射線物質対策 7
計	18,407	6,534	1,276

(注) 1. 平成23年度第1次補正予算及び同第3次補正予算においては一般会計のほか、雇用保険特別会計への計上を、平成24年度予算においては復興庁による東日本大震災特別会計への計上を含む。

2. 小数点以下四捨五入のため合計において一致しない。
3. 上記のほか、平成 23 年度第 2 次補正予算（平 23. 7. 25 成立）、平成 23 年度第 4 次補正予算（平 24. 2. 8 成立）、平成 24 年度暫定予算（平 24. 3. 30 成立）が編成され、東日本大震災に係る主な項目として、平成 23 年度第 2 次補正予算において二重債務問題への対応に 40 億円、児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策に 5 億円、福島第一原発作業員被ばくデータベース構築に 1 億円の計 45 億円を計上。
（出所）厚生労働省「平成 23 年度各次補正予算（案）の概要」及び「平成 24 年度予算案の概要」から作成

被災地における介護従事者の不足⁵⁹に関しては、災害派遣介護支援チーム創設の提案がなされた。これに対し厚生労働省は、被災地の学識経験者、事業者等の有識者で構成する検討会⁶⁰等において議論を行い、災害時の介護支援の具体策を策定したいと答えた⁶¹。これを受け、平成 24 年 3 月、要介護高齢者の実態把握を行うトリアージ型及び事業所にマンパワーを供給するサービス供給型の双方の機能を有する災害派遣介護チームの整備等を内容とする「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業報告書」が公表されている。

（3）震災孤児・遺児

平成 24 年 2 月 14 日時点で、震災により両親を失った孤児が 240 人、一方の親を失った遺児が 1,360 人の計 1,600 人に上っており⁶²、阪神・淡路大震災における震災孤児及び遺児 573 人⁶³を大きく上回っている。

震災孤児及び遺児に関しては、子供の発達段階に応じた適切な保育施設及び環境の確保の必要性、心のケアの必要性について指摘された。これに対し厚生労働省は、祖父母やおじ、おば等による親族里親の積極的な利用や、養育里親、ファミリーホームでの受入れに努めていると答弁している⁶⁴。

なお、養育里親には里親手当が支給される一方で、親族里親には同手当が支給されていないことに関し、親族里親にも里親手当を支給することができるよう制度を改めるべきとの指摘がなされた。これに対し厚生労働省は、親族里親だけ経済的負担が大きくなることのないよう検討していきたいと答えた⁶⁵。その後、児童福祉法施行規則が改正され、平成 23 年 9 月 1 日から、要保護児童の扶養義務者及びその配偶者ではないおじ、おば等を親族里親ではなく養育里親の対象とすることにより、里親手当を受給できるよう要件が緩和されることとなった。

⁵⁹ 『「限界」沈黙の病床 認知症や寝たきり被災者 避難所、受け入れ拒否も 介護の人手足りず』『東京新聞』夕刊（平 23. 3. 18）

⁶⁰ 被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業（平成 23 年度老人保健健康増進等事業）。富士通総研受託。

⁶¹ 第 177 回国会参議院予算委員会会議録第 7 号 23 頁（平 23. 3. 22）、第 178 回国会閉参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 1 号 30 頁（平 23. 10. 6）

⁶² 第 180 回国会衆議院予算委員会会議録第 17 号 6 頁（平 24. 2. 28）。なお、あしなが育英会の調べによれば、孤児 232 人、遺児 1,466 人の計 1,698 人。あしなが育英会『「東日本大地震・津波遺児特別一時金申請書調査」第 2 次集計結果』（平 24. 2. 29）

⁶³ 兵庫県・神戸市「阪神・淡路大震災 震災遺児実態調査報告書」（平 23）1 頁

⁶⁴ 第 177 回国会参議院予算委員会会議録第 7 号 17 頁（平 23. 3. 22）、第 177 回国会衆議院厚生労働委員会会議録第 7 号 17 頁（平 23. 4. 13）、第 177 回国会衆議院厚生労働委員会会議録第 9 号 11 頁（平 23. 4. 20）

⁶⁵ 第 177 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 5～6 頁（平 23. 5. 26）

5. 雇用

(1) 雇用保険の失業給付

雇用保険の失業給付は原則として労働者が離職した場合に支給され、休業の場合には支給されないが、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律⁶⁶（本稿において「激甚災害法」という。）に基づき、東日本大震災により休業や一時離職を余儀なくされた労働者に対しては、失業給付を支給する特例措置が実施された。

その後、東日本大震災財特法及び平成23年度第1次補正予算により、原則60日間の個別延長給付をさらに60日間延長する特例措置が講じられた⁶⁷。次いで、平成23年10月には、当初の特例措置により延長されていた失業給付が終了する者が出始めることから、被災3県の沿岸地域等における広域延長給付の延長という形で⁶⁸、給付日数がさらに90日分延長されることになり、同年10月1日から実施された（図表3参照）。

平成24年に入り、再び失業給付が終了することを懸念し、給付をさらに延長すべきとの指摘がなされた。一方で、失業給付があるために企業が求人を出しても人が集まらず、地元企業には手当が切れることで求人への応募が増えるのではとの期待もあること、失業手当を支えに条件の良い正規雇用の求人を待つことによる雇用のミスマッチの固定化が起きていることが報じられた⁶⁹。厚生労働省は、今後は失業給付から仕事に結び付ける方に全力を挙げたい、求職意欲を阻害していく給付の延長はあるべき姿でない旨答弁し、給付の延長は行わない意向を示した⁷⁰。

(2) 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者の雇用維持のために休業等を実施した場合に、休業手当等の負担額の一部を助成する雇用調整助成金⁷¹についても特例措置が講じられ、被災9県⁷²のうち災害救助法適用地域の事業所及び当該地域等と一定規模以上の経済的関係がある事業所に対して、事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計

⁶⁶ 激甚災害法第25条は、激甚災害に指定された地域の事業所が被災したことによりやむを得ず事業を休止・廃止したことにより休業し、賃金を受けることができない場合は、失業手当を支給することができることと定めている。

⁶⁷ なお、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会は「『職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案』及び『雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案』に対する附帯決議」（平23.4.27、平23.5.12）において、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めること等を政府に求めている。

⁶⁸ 広域延長給付による延長は雇用保険法に基づく告示（平23.9.28厚生労働省告示第358号）により行われた。

⁶⁹ 「被災地 再就職厳しい中高年 失業手当の支給切れ 今後増加」『朝日新聞』（平24.1.21）、「再就職のジレンマ 失業手当とうとう切れるが… 安い給料・雇用ミスマッチ」『朝日新聞』（平24.2.12）「被災3県雇用ミスマッチ 短期・非正規を敬遠 『失業手当が出る間は…』」『毎日新聞』（平24.3.4）

⁷⁰ 第180回国会衆議院予算委員会議録第3号37～38頁（平24.2.1）、第180回国会参議院予算委員会議録第4号14頁（平24.2.7）、第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第4号12頁（平24.3.6）。なお、参議院厚生労働委員会は「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平24.3.27）において、失業給付の延長措置が順次終了していることから、被災地の復興促進による雇用の創出・確保に万全を期すとともに、ハローワーク等による求職者の支援について一層の充実を図ること等を政府に求めている。

⁷¹ 中小企業向けの中小企業緊急雇用安定助成金を含む。

⁷² 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県

画届の事後提出を可能にするもののほか、支給対象期間（1年間）においてこれまでの支給日数とは別枠で最大300日の受給を可能とするなど、支給要件が順次緩和された（図表3参照）。

当初は、要件を緩和する地域については5県⁷³を対象としていたが、対象地域を拡大すべきとの指摘があり⁷⁴、その後、9県及び当該地域と経済的関係がある事業所に対象が拡大された。さらに全国への拡大について質疑がなされたが、厚生労働省は、対象地域においては被害が大きく休業が行われたことがほぼ確実であること、必要書類の紛失や事務処理能力の大幅な低下によって提出書類の準備が著しく困難であると考えられること、特例措置を講じなければ大量の離職の発生が見込まれたことから例外的に特例措置を講じたのであり、これ以上の対象拡大は適切ではないと答弁している⁷⁵。

次いで、平成24年3月11日からは、被災した事業主等で対象期間の初日が同日から平成25年3月10日までの間にあるものについて、現行の生産量要件である「売上高または生産量の最近3か月間の平均が、直前3か月または前年同期に比べ原則5%以上減少していること」に加え「前々年同期に比べ10%以上減少」の場合でも受給できるように要件が緩和されている。

図表3 雇用保険及び雇用調整助成金の特例措置の概要

	原則	東日本大震災特例措置
雇用保険の失業給付	○労働者が離職した場合に失業給付を支給（離職せずに休業している場合は支給されない）	○事業所が震災被害を受けたことにより休業となり賃金が支払われない労働者に対し、離職していない場合でも失業給付を支給 ○震災により休業及び離職を余儀なくされた者の給付日数について、原則60日の個別延長給付をさらに60日分延長 ○被災3県の沿岸地域等に居住する者の給付日数を90日分延長
雇用調整助成金	○経済的理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用維持のため休業等を実施した場合、休業手当等の負担額の3分の2（中小企業は5分の4）を国が助成	○対象の拡大 ① 被災9県のうち災害救助法適用地域の事業所 ② ①の地域の事業所と一定規模（総事業量等の1/3）以上の経済的関係がある事業所 ③ ②の事業所と一定規模（総事業量等の1/2）以上の経済的関係がある事業所 ○事業活動縮小の確認期間の短縮（3か月→1か月） ○支給対象期間（1年間）において、これまでの支給日数とは別枠で最大300日の受給を可能とする ○生産量要件の緩和（前々年同期に比べ10%以上減少の場合でも受給を可能とする）

（出所）厚生労働省復興対策本部「東日本大震災への対応について」『厚生労働』（平24.3）16頁及び厚生労働省リーフレットから作成

（3）緊急総合対策による就労支援及び雇用創出

失業給付や雇用調整助成金の特例措置といった当面の雇用維持策のほか、就労支援及び雇用創出を促進するため、政府緊急災害対策本部の被災者等生活支援チームの下に関係府

⁷³ 青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県

⁷⁴ 第177回国会参議院厚生労働委員会会議録第4号7～8頁（平23.3.31）

⁷⁵ 第177回国会衆議院厚生労働委員会会議録第9号13～14頁（平23.4.20）、第177回国会衆議院厚生労働委員会会議録第10号2頁（平23.4.22）

省による被災者等就労支援・雇用創出推進会議⁷⁶が平成23年3月に設置された。同会議は同年4月5日、『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）をとりまとめ、当面の緊急総合対策として、復旧事業等による雇用創出、マッチング体制の構築、雇用の維持・確保を打ち出した。続いて同年4月27日、平成23年度第1次補正予算を裏付けとし、総額4.3兆円規模の『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ2（第2段階）がとりまとめられた。さらに、同年10月25日には平成23年度第3次補正予算に基づき、総額6.1兆円規模の『日本はひとつ』しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）が策定されている。

これら一連の総合対策における雇用創出は、雇用創出基金事業を中心に実施された。既存の事業に加え、震災対策として、震災等緊急雇用対応事業、事業復興型雇用創出事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業が創設されている（図表4参照）。

図表4 雇用創出基金事業の概要

事業名	ふるさと雇用再生特別基金事業	緊急雇用創出事業	重点分野雇用創出事業				
			重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	震災等緊急雇用対応事業	雇用復興推進事業	
						事業復興型雇用創出事業	生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業
趣旨	地域の求職者等の継続的な雇用機会創出	離職した非正規労働者等の一時的な雇用機会創出	成長が期待される分野で新たな雇用機会創出	地域の企業等で雇用しながら研修等を行い人材育成	震災の影響等による失業者等の雇用機会創出	被災者の安定的な雇用機会創出 産業政策と一体となり雇用前・中・事後支援	モデル性のある雇用機会創出
事業規模	2,500億円（特別会計） 20年度2次補正	計4,500億円（一般会計） 20年度2次補正1,500億円 21年度1次補正3,000億円	計7,510億円（一般会計）				
基金（都道府県）	ふるさと雇用再生特別基金	緊急雇用創出事業臨時特例基金					
実施主体	民間企業、NPO等に委託	民間企業、NPO等に委託 または自治体が直接実施			自治体	民間企業、NPO等に委託	
対象分野	限定なし	限定なし	介護、医療、農林、環境・エネルギー、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野	限定なし	将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業	若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる事業	
雇用期間	1年以上（23年度まで更新可）	原則6か月以内（更新1回可、実質1年以内。被災者は複数回更新可）	1年以内	1年以内（被災者は複数回更新可）	期間の定めのない雇用等	1年以上（27年度まで更新可）	
実施期間	～23年度	～23年度	～24年度	～24年度（一部25年度）	～27年度		

（出所）厚生労働省資料から作成

また、従来、高齢者や障害者等を対象としてきた特定求職者雇用開発助成金の特例として、平成23年5月2日以降、被災者雇用開発助成金が設けられ、被災離職者及び被災地域に居住する求職者をハローワーク等の紹介により1年以上雇用することが見込まれる労働

⁷⁶ 厚生労働副大臣を座長、厚生労働政務官及び国土交通政務官を事務局長とし、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省により構成。

者として雇い入れる事業主に対し、大企業の場合は50万円、中小企業の場合は90万円を1年間助成することとした。

しかし、被災者雇用開発助成金は震災後に解雇した元従業員を再雇用する場合には対象外であったことから、要件を緩和すべきとの指摘がなされた。厚生労働省は当初、この助成金は雇用機会を少しでも増やすことを目的としていること、労働者を解雇せずに雇用の維持に取り組んできた事業主との間で不公平ではないかとの指摘があることから課題が大きいとしつつ、同時に事業再開に当たって以前雇用していた労働者を再雇用する場合、事業主の負担を軽減するために何らかの支援をしたいとの意向を示した⁷⁷。その後、成長分野等人材育成支援事業が拡充され、中小企業事業主が以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境で就業させる場合等において、Off-JT またはOJT⁷⁸による職業訓練を実施した場合に、業種を問わず奨励金を支給することとされた。

(4) 新卒者・既卒者就職支援

震災発生が学校卒業の時期と重なったことから、厚生労働大臣及び文部科学大臣の連名により主要経済団体等に対し、被災した新卒者及び既卒者の採用促進の要請が重ねて行われるとともに、全国のハローワークへの震災特別相談窓口の設置に加え、ハローワークと学校等の連携による地元求人の開拓、就職活動のための宿泊施設の提供等を行う「東北新卒者就職応援プラン」など、被災した新卒者等の就職支援策が講じられた。

また、東日本大震災前から設けられている「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」及び「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」について、被災者に対しては奨励金額の引上げや対象期間の延長等の特例措置が講じられている（図表5参照）。

図表5 3年以内既卒者採用拡大奨励金、同トライアル雇用奨励金の特例措置

	原則	東日本大震災特例措置
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	正規雇用から6か月定着した場合に100万円支給（1事業所1回限り）	震災特例専用求人により雇い入れた場合で、正規雇用から6か月定着した場合に120万円支給（1事業所最大10回（10人）まで支給可）
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	正規雇用から3か月定着した場合に50万円支給	震災特例専用求人により雇い入れた場合で、正規雇用から3か月定着した場合に60万円支給
対象期間	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、同年7月末までに雇用を開始した労働者が対象	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、同年4月末までに雇用を開始した労働者が対象

（出所）厚生労働省奨励金リーフレットから作成

6. 放射線への対処

(1) 放射線業務従事者等に対する被ばく線量限度

労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）において、

⁷⁷ 第177回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号23～24頁（平23.6.9）、「震災でいったん解雇 呼び戻したいが… 再雇用、助成の対象外」『朝日新聞』（平23.6.30）、第177回国会衆議院厚生労働委員会議録第21号16頁（平23.7.8）

⁷⁸ Off-JT（off-the-job training）は通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT（on-the-job training）は労働者に仕事をさせながら行う職業訓練。

放射線業務従事者が受ける放射線量の限度が規定されているが、福島原発事故後、緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の限度を 250mSv⁷⁹に引き上げる省令改正が行われた。

これに関して、電離則に定める通常の放射線業務による被ばく線量限度に違反した場合には罰則規定がある一方、緊急作業に従事して 100mSv を超えて被ばくした労働者を他の放射線業務に従事させた場合には根拠法のない指導にとどまり、事業者に責任を問うことができないとの指摘がなされている⁸⁰。

その後、福島原発事故の作業の進行に合わせて、被ばく線量限度の変更が数次にわたって行われた（図表 6 参照）。

図表 6 放射線業務従事者等に対する放射線被ばく線量限度

	対象	限度	根拠規定		
放射線業務時(※1)	男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性(以下表中において「一般」という。)	100mSv/5年 かつ 50mSv/1年	電離則4条1項		
	妊娠する可能性がある女性	5mSv/3月	電離則4条2項		
	妊娠中の女性	内部被ばく：1mSv/妊娠中 腹部表面：2mSv/妊娠中 (等価線量)	電離則6条		
緊急作業時(※2)	一般	100mSv/緊急作業期間中	電離則7条2項1号		
福島原発事故作業時	平 23. 3. 14～	一般	250mSv/緊急作業期間中	電離則特例省令	
	平 23. 11. 1～ (福島原発事故収束に向けた道筋(工程表)ステップ2終了まで)	一般	平 23. 11. 1 より後の緊急作業従事者	100mSv/緊急作業期間中	電離則7条2項1号
			原子炉等トラブル対応作業従事者(※4)	250mSv/緊急作業期間中	改正電離則特例省令
			平 23. 11. 1 以前からの緊急作業従事者	250mSv/緊急作業期間中	改正電離則特例省令附則
	平 23. 12. 16～ (福島原発事故収束に向けた道筋(工程表)ステップ2終了後)	一般	100mSv/5年 かつ 50mSv/1年	電離則4条1項	
	原子炉等機能維持のための作業従事者(※5)	100mSv/緊急作業期間中	電離則7条2項1号		
	原子炉等機能維持のための高度な知識経験を有する者(※6)	250mSv/緊急作業期間中 (平 24. 4. 30 までに限る)	電離則特例省令廃止省令 附則2条		
除染時(※3)	一般	100mSv/5年 かつ 50mSv/1年	除染電離則3条1項		
	妊娠する可能性がある女性	5mSv/3月	除染電離則3条2項		
	妊娠中の女性	内部被ばく：1mSv/妊娠中 腹部表面：2mSv/妊娠中 (等価線量)	除染電離則4条		

(注) 1. 放射線業務時、緊急作業時及び福島原発作業時においては、ほかに眼の水晶体及び皮膚の被ばく線量限度が設定されている。

2. 線量については注記のない限り実効線量。

3. 電離則特例省令＝平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平 23 厚生労働省令 23 号）

改正電離則特例省令＝平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令（平 23 厚生労働省令 133 号）

電離則特例省令廃止省令＝平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令（平 23 厚生労働省令 147 号）

4. (※)については以下のとおり。

⁷⁹ ミリシーベルト。人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。

⁸⁰ 第 177 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 8 号 13～14 頁（平 23. 5. 10）

- (※1)管理区域内において放射線業務に従事する場合
- (※2)遮へい物が放射性物質の取扱い中に破損した場合や、放射性物質が多量に漏れ、こぼれ、または逸散した場合等の事故が発生し、当該事故によって労働者の受ける実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域が生じた場合における、放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業を行う場合
- (※3)福島原発事故による除染特別地域・汚染状況重点調査地域内における汚染土壌等の除去、拡散防止、廃棄物収集・運搬等の業務に従事する場合
- (※4)原子炉冷却施設等の冷却機能の喪失または放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能喪失等に対応するための応急作業に従事する者
- (※5)原子炉施設等冷却設備の機能維持または放射性物質の放出の抑制・防止のための機能維持の作業に従事する者
- (※6)既に実効線量100mSvを超える線量を被ばくした者のうち、原子炉等冷却、放射性物質放出抑制設備の機能維持のために欠かせない高度な専門的知識及び経験を有し、後任者を容易に得ることができない者

(出所) 図表中の根拠規定から作成

さらに、それまでの放射線被ばく線量限度は基本的に管理区域内における規制であり、屋外に点在する放射線源に対して作業する際の規制がなかったことから、放射性物質の除染や廃棄物収集・運搬に従事する者を対象とした新たな限度である「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)が制定され、平成24年1月1日から施行された。

また、福島原発事故の緊急作業に従事した全ての労働者を対象に、長期的に被ばく線量等を追跡することにより健康管理を行うためのデータベースが構築され、平成24年1月から、退職や転職により放射線業務から離れた者に対する被ばく線量の照会受付が開始されている。

(2) 食品及び水道水中の放射性物質基準値

福島原発の事故による放射線物質の放出という事態に際し、厚生労働省は平成23年3月17日、食品衛生法に基づき食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定した。その後、食品安全基本法に基づく食品健康影響評価の手続きにより厚生労働省から意見を求められた内閣府の食品安全委員会は同年10月27日、生涯における追加累積実効線量が約100mSv以上で放射線による健康影響の可能性のある旨の評価書を答申した。これを受け、厚生労働大臣が示した、許容できる線量を年間5mSvから1mSvに引き下げる考え方に沿って作成された新たな規格基準案が厚生労働省薬事・食品衛生審議会の放射性物質対策部会において了承され、文部科学省の放射線審議会に対する諮問及び答申を経て、平成24年4月1日から食品中の放射性物質の新たな基準値が適用されている⁸¹(図表7参照)。

また、水道水中の放射性物質の目標値についても、食品中の飲料水と同様の値が設定され、同じく平成24年4月1日から適用されている。

食品中の放射性物質の新たな基準値については、算出に当たって食品の50%が汚染されているとする仮定は極端過ぎるのではないかといった指摘や、一般食品中の放射性セシウムの基準を比較した場合、EUの1,250Bq⁸²/kg、コーデックス委員会⁸³の1,000Bq/kgに対

⁸¹ ただし、準備期間が必要な食品については経過措置により暫定規制値が適用される(米及び牛肉については平成24年9月30日まで、大豆については同年12月31日まで)。

⁸² ベクレル。放射能の強さを表す単位。

し日本の 100Bq/kg は極めて低い値であり、多くの関係者に負担が掛かっているとの指摘もなされている⁸⁴。

図表 7 食品中の放射性物質の暫定規制値及び新たな基準値

暫定規制値 (平 23. 3. 17～24. 3. 31)				新たな基準値 (平 23. 4. 1～)		
許容線量 5mSv/年				許容線量 1mSv/年		
放射性ヨウ素		放射性セシウム		放射性セシウム		
飲料水	300Bq/kg	飲料水	200Bq/kg	飲料水	ミネラルウォーター類 飲用茶	10Bq/kg
牛乳・乳製品 (※1)		牛乳・乳製品		牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規定する乳及び乳飲料	50Bq/kg
野菜類(根菜、 芋類を除く)	2,000Bq/kg	野菜類	500Bq/kg	乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的 として販売する食品	50Bq/kg
魚介類(※2)		穀類 肉・卵・魚その他		一般食品	上記以外の食品	100Bq/kg

(注) (※)については以下のとおり。

(※1) 100Bq/kg を超えるものは乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導

(※2) 魚介類については平成 23 年 4 月 5 日に暫定規制値を設定

(出所) 「放射能汚染された食品の取り扱いについて」(平 23. 3. 17 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) 及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平 24. 3. 15 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) 等から作成

7. 今後の課題

(1) 仮設住宅における生活への支援

震災発生から 1 年以上が経過し、応急救助の段階から復興の段階に移行しているが、被災者の多くは震災前のように自宅に住んで安定した職業を営むという生活からは程遠い状況に置かれている。平成 24 年 4 月 5 日現在、仮設住宅、公営住宅、親族・知人宅等に身を寄せている避難者の数はいまだ約 34 万 4,000 人に上る⁸⁵。

仮設住宅の設置期間は原則 2 年間から当面 1 年間延長されることとなったが、阪神・淡路大震災の際には仮設住宅の解消までに約 5 年を要したことを考えると、今回も仮設住宅の設置が相当の長期に及ぶことが想定される。しかし、仮設住宅の設置期間の延長に際し、建設用地を自治体に貸した土地所有者の一部が契約終了次第土地の返還を求めているほか、民間借上げによるみなし仮設住宅においても貸主が契約延長に難色を示すケースがあると報じられるなど⁸⁶、延長に伴う課題も多い。また、自宅があった地域が津波による被害を受けて高台移転が検討されているような場合のほか、福島原発事故により帰還困難区域または居住制限区域に設定された場合など、復興が進んで仮設住宅から元の自宅に戻るといふ想定ができないケースが多いところ今回の震災被害の大きさと特殊性が表れている。

また、仮設住宅における課題の一つに孤独死の防止がある。住民交流の活発化を促した

⁸³ WHOとFAOにより設置された政府間機関であり、食品の国際規格を作成。

⁸⁴ 第 180 回国会衆議院予算委員会議録第 17 号 17 頁(平 24. 2. 28)、第 180 回国会参議院予算委員会議録第 17 号 22～23 頁(平 24. 4. 3)

⁸⁵ 復興庁「被災者の推計」(平 24. 5. 1)

⁸⁶ 「仮設期間延長 土地所有者ら難色も 契約切れでの返還求める」『読売新聞』(平 24. 4. 18)

り、軒先に旗を掲げることによる安否確認の工夫等もなされているが⁸⁷、阪神・淡路大震災の際には震災発生後数年にわたって毎年数十人の孤独死が発生していることから⁸⁸、長期にわたる見守り等の支援が必要である。さらに、民間賃貸住宅の借上げによる、いわゆるみなし仮設住宅⁸⁹の問題として、元のコミュニティから孤立しがちになり、支援物資や情報が届きにくいとの指摘があるほか⁹⁰、4割以上の入居者がストレスを感じ、8%の人が重度のストレスを感じていると報じられている⁹¹。

(2) 医療・介護・福祉の再建

数次にわたり編成された補正予算及び平成23年12月7日に成立した東日本大震災復興特別区域法により、被災地の医療、介護及び福祉の復興のための財政面及び制度面での措置が講じられてきた。被災3県においてはこれらと並行して、それぞれ医療等の復旧を含めた復興計画が策定されている⁹²。また、岩手県では復興特区である「保健・医療・福祉復興推進計画」が認定され、病院の医師、看護師の配置基準、介護施設の開設者要件、薬局の面積に関する基準等の緩和が可能となることとされた。

しかしながら、大きな被害を受けた被災3県の沿岸部は震災前から医療過疎が指摘されていた地域でもあり、今後の医療、介護及び福祉の再建の道は険しい。復興計画が具体化するまでは被災した医療機関や社会福祉施設等の立地が確定できず、医療、介護等従事者を含めた供給の不足も当面続く可能性が高い。その一方で、被災3県の介護認定が前年同期より2割余り増え、高齢者の健康悪化が進行していることをうかがわせる結果が報じられるなど⁹³、サービスの需要の増加も予想される。長期的には、震災により拍車がかかった被災地の人口減少、とりわけ若年者の流出⁹⁴が地域の社会保障の維持に大きな悪影響を与える可能性もある。

とりわけ福島県においては、原発事故に伴う住民の健康不安の高まりと医療従事者の流出及び確保の困難という難題に直面している。全額国費による県民健康管理調査⁹⁵も行われているが、医療・介護・福祉の再建においても原発事故による被害に則した対応が求められる⁹⁶。

⁸⁷ 「孤独死防止へ住民交流」『読売新聞』（平24.3.9）、「仮設でまた孤独死 58歳の男性 安否確認の対象外 郡山」『毎日新聞』（平24.5.5）

⁸⁸ 兵庫県社会保障推進協議会によれば、阪神・淡路大震災による孤独死の人数は平成7年に57人、平成8年に76人、平成9年に64人、平成10年に38人、平成11年に3人の計238人。なお、上野易弘神戸大学医学部助教授（当時）によれば、平成7～11年の孤独死数は253人。内閣府「阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」（<http://www.bousai.go.jp/kensho-hanshinawaji/chosa/index.htm>）

⁸⁹ 平成24年5月8日現在、68,366戸。復興庁「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅への入居戸数の推移」（平24.5.9）

⁹⁰ 「被災3県 かさむ仮設費 安い『みなし』は孤立課題」『朝日新聞』（平24.4.20）

⁹¹ 「みなし仮設住民にストレス 宮城県調査 4割以上、8%は重度」『読売新聞』（平24.4.21）

⁹² 各県の復興計画のうち医療に係る部分の概要は泉真樹子「東日本大震災における災害医療と医療の復興」『調査資料 東日本大震災への政策対応と諸課題』（平24.3）51～54頁参照。

⁹³ 「被災地 介護認定2割増 3県新規分 避難先で健康悪化」『朝日新聞』（平24.3.4）

⁹⁴ 「若者の人口流出、深刻 岩手・宮城・福島 出生数も大幅減」『朝日新聞』（平24.3.4）

⁹⁵ 平成23年度第2次補正予算において、エネルギー対策特別会計（文部科学省、経済産業省及び環境省所管）から福島県原子力被災者・子ども健康基金に約782億円が交付され、事業が実施されている。

⁹⁶ なお、福島原発事故による被害からの子どもの保護または原発事故被災者の生活支援等のための法律案とし

なお、災害医療については、平成 23 年 7 月から厚生労働省に設けられた災害医療等のあり方に関する検討会において検討が行われ、同年 10 月、災害拠点病院における耐震化及びライフライン整備、DMAT 活動要領の見直し及び派遣医療チームのコーディネート体制の強化といった中長期的な医療体制の整備を内容とする報告書が公表されている。今後は被災地における対応と並行して、全国の災害医療体制の強化を進める必要がある。

(3) 被災者等の心のケア

厚生労働省研究班が岩手、宮城両県の 6 地区において調査を行ったところ、4 割前後の住民に睡眠障害の疑いがある結果となったと報じられた⁹⁷。また、気仙沼市地域包括支援センターの調査によれば、仮設住宅に入居する同市の被災者約 8,200 人のうち 368 人がうつ病やアルコール依存症などに悩んでおり、仮設住宅に入居後、新たに見守りが必要になった人や震災を機に回復していた症状が再発するケースも多いと報じられている⁹⁸。

さらに、被災者だけでなく、災害対応に当たった専門職の心のケアも課題である。国立病院機構災害医療センターが震災直後に被災地入りした DMAT 隊員の医師や看護師等 173 人を調査したところ、約 6% に心的外傷後ストレス障害 (PTSD) の疑いがあり、現地で経験した精神的苦痛が大きいほど PTSD の症状が強く出る結果となったことが報じられた⁹⁹。

(4) 震災関連死の認定

災害弔慰金の支給に付随して、震災関連死をどのように認定するかという問題がある。厚生労働省は震災直後に、過去の災害における関連死に係る災害弔慰金の支給判定に関する事例について各都道府県に情報提供したが¹⁰⁰、死亡まで 1 か月以上経過した場合は関連死の可能性が低いといった目安を示すにとどまった。そもそも関連死の明確な定義がないことから¹⁰¹、認定の基準があいまいで、同じような死亡状況でも自治体によって認定の差が生まれているほか、認定が長期化する例があると報じられている¹⁰²。平成 24 年 3 月 31 日現在の震災関連死の死者¹⁰³数は 10 都県¹⁰⁴で 1,632 人であり¹⁰⁵、阪神・淡路大震災にお

て、平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案 (第 180 回国会参 8 号) 及び東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案 (第 180 回国会参 13 号) が提出されている。

⁹⁷ 「被災住民 睡眠障害 4 割 厚労省調査 失業、転居経験で高く」『読売新聞』(平 24. 3. 7)、「睡眠障害、被災者 4 割 岩手・宮城で 1 万人調査 厚労省」『日本経済新聞』(平 24. 3. 7)

⁹⁸ 「仮設の 368 人うつ病などに悩む 気仙沼市調査」『読売新聞』(平 24. 4. 25)

⁹⁹ 「医療関係者、心に変調 震災直後活動 数カ月たち症状」『日本経済新聞』(平 24. 4. 26)、「医師や看護師も PTSD 被災地派遣チームを調査」『読売新聞』(平 24. 4. 26)

¹⁰⁰ 「災害関連死に対する災害弔慰金等の対応 (情報提供)」(平 23. 4. 30 厚生労働省社会・援護局災害救助・援対策室事務連絡)。震災関連死に該当するかどうかは市町村が判定する。

¹⁰¹ 第 180 回国会参議院予算委員会会議録第 12 号 7 頁 (平 24. 3. 21)

¹⁰² 「震災関連死 1331 人 統一基準なく自治体混乱」『産経新聞』(平 24. 3. 3)、「震災関連死 長引く認定 基準あいまい 悩む自治体」『朝日新聞』(平 24. 4. 28)

¹⁰³ 東日本大震災による負傷の悪化等により死亡した者で、災害弔慰金支給法に基づき災害弔慰金の支給対象となった者 (実際には支給されていない者も含む)。

¹⁰⁴ 岩手、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野の各都県

¹⁰⁵ 復興庁 「東日本大震災における震災関連死の死者数」について (平 24. 5. 11 震災関連死に関する検討会第

る関連死者数 919 人¹⁰⁶をすでに上回っているが、今後さらに増える可能性がある。政府は、平成 24 年 5 月から関係府省による震災関連死に関する検討会¹⁰⁷を開催し、関連死の原因調査を実施した上で、同年 8 月上旬をめどに原因の分析と対応策のとりまとめを行うこととしている。

(5) 雇用対策

震災後 1 年を経過して多くの者の失業給付が切れることとなった。加えて、被災 3 県において、平成 24 年 2 月 17 日までの時点で広域延長給付の支給が終了した 3,510 人のうち、就職していた者は 921 人 (26%) にとどまり、求職活動中や職業訓練受講中の者を含めた未就職者等は計 2,589 人 (74%) に上る¹⁰⁸。失業給付が終了し、ハローワークの窓口に来なくなった失業者とどのように接触を保つかが課題との指摘がなされている¹⁰⁹。

全国の雇用情勢を示す統計を見ると、復興需要に伴う求人の増加の影響もあり、完全失業率及び有効求人倍率が改善ないし横ばいで推移するなど、持ち直しの動きも見られる。また、被災 3 県においても、有効求人数は震災直後の平成 23 年 4 月から前月比増を続け、平成 24 年 3 月には震災直後からほぼ倍増した。雇用創出の量的効果に関しては、新たな雇用創出基金事業の開始により順調との評価もある¹¹⁰。

しかしながら、被災 3 県の有効求職者数は震災以降一貫して 14 万人から 15 万人前後で高止まりしており¹¹¹、雇用のミスマッチが続いている。とりわけ中高年女性が多く働いていた水産加工業の再建が遅れている影響により、被災 3 県の沿岸部における 45 歳以上の女性の求職者数の増加が見られるなど¹¹²、家庭及び地域で中核をなす層の雇用が確保されていない状況がある。雇用の場の確保と併せて、ミスマッチについて引き続き注視していく必要がある。

1 回資料)

¹⁰⁶ 兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について」(平 17. 12. 22)

¹⁰⁷ 復興副大臣兼内閣府副大臣を座長とし、復興庁、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等により構成。

¹⁰⁸ 厚生労働省職業安定局「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組—東日本大震災からの雇用復興に向けて」(平 24. 3) 35 頁

¹⁰⁹ 「被災地の雇用 失業手当より職場再建を」『朝日新聞』(平 24. 3. 20)

¹¹⁰ 「被災地に長期雇用創出 3 県 3000 人見込む 国の支援順調発進」『読売新聞』夕刊 (平 24. 4. 24)

¹¹¹ 厚生労働省「被災 3 県の現在の雇用状況 (月次)」(平 24. 4. 27)

¹¹² 「中高年の求職者急増 三陸沿岸、進まぬ再就職」『朝日新聞』(平 24. 3. 6)